

認定介護福祉士認定規則施行細則

第1章 認定介護福祉士の認定

(申請)

第1条 認定介護福祉士認定規則（以下、「規則」という。）第7条の申請者は、規則第5条に定める要件を満たしていなければならない。

(申請に必要な単位数)

第2条 規則第7条の申請者は、別表1「認定介護福祉士の取得に必要な単位数」を満たしていなければならない。

(申請書類)

第3条 規則第7条にいう申請書類とは、次のものとする。

- (1) 認定介護福祉士認定申請書（様式第1号）
- (2) 介護福祉士登録証の写し
- (3) 認定介護福祉士研修として認証された研修の修了証の写し

(審査要領)

第4条 認定介護福祉士の審査を行うにあたっては、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」という。）のホームページに審査の要領を掲載する。

(更新手続)

第5条 規則第13条の更新申請者は、機構に対し、次の各号に掲げる申請書類を提出するとともに、本会に対し、第17条第2項第2号の更新審査料を支払わなければならない。

- (1) 認定介護福祉士認定更新申請書（様式第2号）
- (2) 認定介護福祉士登録証の写し
- (3) 介護福祉士登録証の写し
- (4) 実務経験等証明書
- (5) 認定介護福祉士更新研修の修了証の写し
- (6) 研修等における講師及び学会等での発表等の実績履歴書

2 前項6号の条件を満たさない場合は、機構の認める追加更新研修の修了証を必要とする。

3 認定更新の申請期間については、認定部会が別に定める。

(再認定申請)

第6条 規則第17条の再認定を受けようとする者（以下、「再認定申請者」という。）は、申請時及び申請時の過去5年間において、規則第5条に定める要件をすべて満たしていなければならない。

第7条 再認定申請者は、機構に対し、認定介護福祉士再認定申請書及び第3条第1項第1号乃至第3号の申請書類を提出するとともに、本会对し、第17条第2項第3号の再審査料を支払わなければならない。

（認定の登録）

第8条 認定介護福祉士の認定、更新又は再認定を受け、認定証の交付を受けた者が、認定介護福祉士として登録されるためには、機構に対し、運営委員会が定める期日までに、認定介護福祉士登録申請書を提出するとともに、本会对し、第18条第2項各号の登録料等及び同条第3項の活動推進費を支払わなければならない。

（情報公開）

第9条 認定された認定介護福祉士の次に掲げる事項については、本会のホームページ等で公開する。

- （1）氏名
- （2）勤務先及び種別
- （3）所属する職能団体及び学会

第2章 不服審査

第1節 不服審査委員会

（不服審査委員会）

第10条 規則第18条の不服申立に対する審査を行うための委員会として、不服審査委員会を置く。

- 2 不服審査委員会の委員は、認定部会の部会員を兼ねることができない。
- 3 不服審査委員会の委員及び運営については、別に定める。

第2節 不服申立審査手続

第11条 規則第18条の規定に基づく不服申立は、認定介護福祉士の認定の取消について、その結論の基礎となっている事実誤認の有無についてのみ、根拠となる関連資料を付して行うことができる。

第12条 不服申立は、認定介護福祉士の認定の取消の日から60日以内に、機構長あての

文書によって行わなければならない。

(不服審査委員会への伝達)

第 13 条 機構長は、前条の文書を受領した場合は、速やかに不服審査委員会に伝達しなければならない。

(審査の開始)

第 14 条 不服審査委員会は、原則として 60 日以内に、不服申立の審査を開始する決定又は開始しない決定を行う。

- 2 事実関係の内容を確認するための資料は、すでに当該申請者が提出している資料のほか、第 12 条による不服申立時に提出した資料とする。
- 3 不服審査委員会は、必要と判断した場合、申立者から意見を聴取することができる。

(決裁)

第 15 条 不服審査委員長は、不服申立に対する裁決案を作成し、機構長に提出しなければならない。

第 16 条 運営委員会は、不服申立に対する裁決案について審議し、不服申立に対する裁決を決定する。

第 3 章 費用の負担

第 17 条 規則第 7 条の申請者、規則第 13 条の更新申請者及び再認定申請者は、本会对し、次項の審査料等を支払わなければならない。

2 前項の審査料等は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 規則第 7 条の申請

審査料 2 万円 (消費税を含む)

(2) 規則第 13 条の更新申請

更新審査料 2 万円 (消費税を含む)

(3) 第 6 条の再認定申請

再審査料 2 万円 (消費税を含む)

3 一度納入された前項の審査料等は、理由の如何に関わらず、返還しない。

第 18 条 第 8 条の認定証の交付を受けた者は、認定介護福祉士として登録されるためには、本会对し、次項の登録料等及び第 3 項の活動推進費を支払わなければならない。

2 前項の登録料等は、次の各号に掲げる額とする

(1) 認定時の登録

登録料 1 万円 (消費税を含む)

(2) 更新時の登録

更新登録料 1万円(消費税を含む)

(3) 再認定時の登録

再登録料 1万円(消費税を含む)

3 第1項の者が本会の会員でない場合は、当該者は、本会对し、前項の登録料等に加え、活動推進費として、本会の1事業年度ごとに、本会の正会員が負担する年会費と同額を支払わなければならない。なお、活動推進費の支払の時期及び方法は、登録料等と同様とする。

4 一度納入された第2項の登録料等及び前項の活動推進費は、理由の如何に関わらず、返還しない。

第4章 雑則

(改廃)

第19条 この細則の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

(委任)

第20条 この細則に定めるもののほか、認定介護福祉士の認定の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

1 この細則は、令和4年2月25日から施行する。